

産業廃棄物の適正処理について

愛知県環境部資源循環推進課
廃棄物監視指導室 小木曾伸彦

1 廃棄物問題の変遷

2 産業廃棄物処理業の市場原理の特質

3 不適正事例

- リフォーム廃材無許可受託事件
- 管理票(マニフェスト)虚偽記載事件
- 改善命令による業許可の取消し

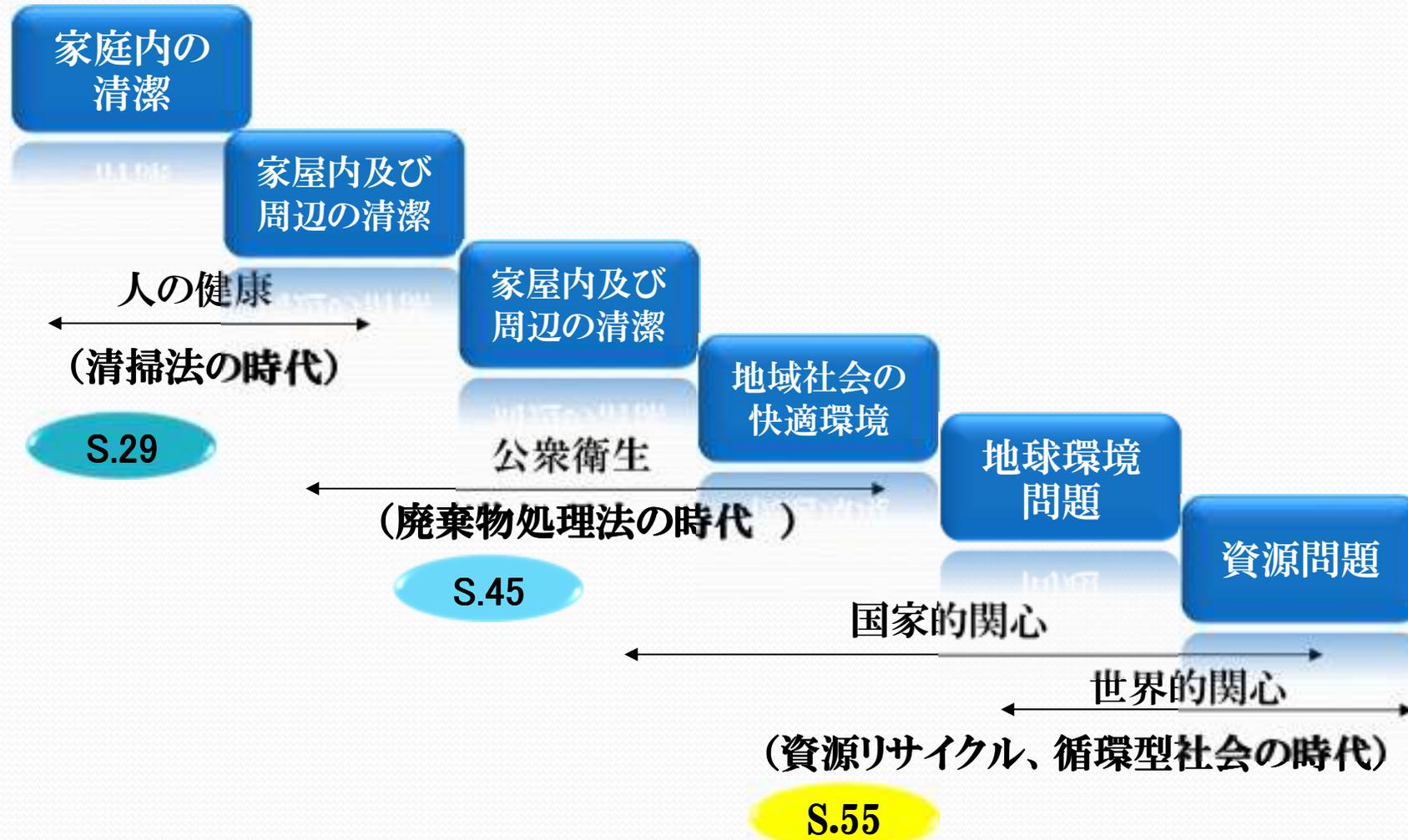
4 廃棄物処理市場の健全化

5 行政指導・行政処分について



廃棄物問題の変遷

公衆衛生問題から地球環境問題へ



地球環境問題

資源問題

廃棄物の適正処
理の推進

資源再生
資源循環

産業廃棄物処理に対する
県民の信頼確保

努力を妨げてはいけない。



産業廃棄物処理業 の市場原理の特質

産業廃棄物市場の特質

産業廃棄物 = 汚物 or 不要物を対象

商品価値を持たない

商品価値を持たない物をビジネスとする

正常な形態

排出事業者

汚物・不要物の処理を委託し、産業廃棄物を引き渡す

処理のためのコストを支払う

処理業者

適正な処理を行う(リサイクル含む)

健全な市場

不適正処理の現状



不適正事案の原因

過剰な保管

不法投棄

- 悪質な産廃ブローカーの介在
- 行為者が適正価格で請け負っていない
- 行為者が撤去費用が捻出できないと開き直る
- 行為者が服役、死亡、所在不明
- 自社廃棄物の一時保管と称して過剰保管
- 有価物と称して過剰保管

不適正事例

事例1

リフォーム廃材無許可受託 被疑事件

愛知県警察

事例2

産業廃棄物管理票虚偽記載 被疑事件

愛知県警察

事例3

改善命令違反による 業許可の取消し

愛知県環境部



産業廃棄物処理市場の健全化

産業廃棄物の適正処理の推進と 循環型社会を形成するためには

市場の健全化が必要不可欠

処理料金の正常化

不適正保管・不法投棄を監視指導

**悪循環を
断ち切る**

適正処理と監視指導

排出事業者、処理業者に対する指導

立入検査

報告徴収

行政指導

行政処分



行政指導・行政処分について

行政指導・行政処分等

◎立入検査(法第19条)等による行政指導、報告の徴収(法第18条)

- ・口頭指導、文書指導(指導票、指示書、改善勧告)
- ・廃棄物の処理、施設の構造、維持管理等に関して必要な報告を求める。

◎行政処分

- ・改善命令(法第19条の3)...処理基準違反、保管基準違反等を是正するための命令であり、命令の対象者は排出事業者及び処理業者である。
- ・措置命令(法第19条の5)...既に行われた不適正処分に起因する環境汚染を防除することに主眼をおいている。命令の対象者も多岐に渡る(排出事業者や処理業者だけでなく、委託者やその他不適正処分に関与した者など)。
- ・許可の取消、事業の一部停止

罰則

<p>廃棄物の無確認輸出・不法投棄・不法焼却、 無許可営業、無許可事業範囲変更、許可の不正取得、 事業停止命令違反、措置命令違反、無許可業者への 委託、施設無許可設置、施設無許可変更、受託禁止 違反 など</p>	<p>5年以下の懲役1000 万円以下の罰金又は これらの併科。 赤字は法人に対して 3億円以下の罰金</p>
<p>委託基準違反、再委託基準違反、改善命令違反、施設改善・使用停止命令違反、施設無許可譲受・借受、不法投棄・不法焼却目的の収集運搬 など</p>	<p>3年以下の懲役300 万円以下の罰金又は これらの併科</p>
<p>事業場外保管届出義務違反、マニフェスト交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載・写し送付義務違反・回付義務違反・保存義務違反、マニフェストの交付を受けない産廃の引受け禁止違反 など</p>	<p>6月以下の懲役50万 円以下の罰金又はこ れらの併科</p>
<p>帳簿備付け義務違反・虚偽記載・保存義務違反、施設の維持管理記録義務違反、虚偽記載、報告徴収拒否・虚偽報告、立入検査拒否・妨害・忌避 など</p>	<p>30万円以下の罰金</p>



ご清聴ありがとうございました。